

かすかべのうりんナビ

県育成新品種「べにたま」の
販売が拡大します！

甘くて大粒、香り豊かな「べにたま」
をぜひご賞味ください！

埼玉県マスコット
「コバトン」「さいたまっち」



第69号 令和6年12月16日発行
埼玉県春日部農林振興センター
〒344-0038春日部市大沼1-76
電話：048-737-2134 FAX：048-734-1344



埼玉県春日部農林振興センター
Instagramアカウント
「おいしい！きれい！
埼玉地域とれたて旬情報」



彩の国
埼玉県



県育成いちご新品種「べにたま」の販売が拡大します!

■ 県育成いちご新品種「べにたま」とは?

「べにたま」は「あまりん」「かおりん」と同様、埼玉県農業技術研究センターで育成された、大粒で糖度が高く、さわやかな酸味と芳醇な香りが特徴の美味しいいちごです。

令和6年産までは、産地を限定して栽培を認め、また、市場出荷でのみ販売されておりましたが、令和7年産からは埼玉県内であれば産地や販売方法を限定せず、広く生産・販売されます。

スーパーや直売所等に並ぶ機会が増えますので、見かけた際はぜひ、お手に取ってご賞味ください。



■ 県育成品種の生産振興

管内では、「べにたま」以外にも「あまりん」や「かおりん」が多く栽培されています。当センターでは、生産者の皆様が各品種の特性に合わせた最適な栽培が行えるよう、巡回での技術支援や、講習会での情報提供を行っています。今後も、県育成品種の食味向上、生産安定のため、引き続き支援してまいります。

技術普及担当



農業経営の法人化、6次産業化で経営発展を進めましょう!

■ 「法人化」のメリットを活かしましょう!

農業経営の法人化には、①農業経営の高度化・効率化、②対外信用力の向上、③優良人材の確保、④経営継承の円滑化(相続対策)、⑤税の軽減など、多くのメリットが期待できます。「法人化」は経営を発展・継続させる『手段』であり、特別なことはありません。まずは検討するところからはじめてみませんか。

■ 6次産業化の取組が進んでいます

6次産業化は、生産した農産物を加工して更なる付加価値を創造する取組です。当センター管内では「みそ」「ジャム」等に加え、近年は「アイスクリーム」や「ドライ加工品」の取組も増えています。当センターでは、計画的な取組に向けたビジョン作りや商品企画、加工や制度に係る情報提供・支援を行っています。

■ 専門家による個別相談が可能です

「法人化」「6次産業化」「その他の経営改善・発展」に向けて、幅広いジャンルで専門家による個別相談を実施しています。個別相談の費用は『無料』です。法人化のメリットや適否、雇用のルール、ホームページ導入、6次産業化の導入・商品企画、その他、頭のなかで描いている経営イメージの具体化に向けて踏み出してみませんか。個別相談をご希望の方、取組に関心がある方は、担当までお問い合わせください。

専門家のジャンル	主な相談内容	費用	備考
税理士	法人化のメリット、適否など	無料	<ul style="list-style-type: none"> ・会場は「自宅」または「当センター」になります。 ・時間は1.5～2時間/回です。 ・先に経営状況やご意向をお伺いします。 ・日程は個別に調整させていただきます。
社会保険労務士	雇用契約、ルール、社会保険など		
行政書士・司法書士	法人化のメリット、手続きなど		
弁理士	商標登録など		
中小企業診断士	経営分析、事業継承、6次化の計画・商品企画など		
デザイナー	販促資材、HP、6次化商品デザインなど		

※相談内容や時期等によっては、ご希望に添えない場合もありますのでご了承ください。

新規就農・法人化担当



「みどり認定」、「スマート農業技術活用促進法の認定」を受けませんか？

■ みどり認定とは

みどりの食料システム法（※1）に基づき、化学肥料・農薬の使用低減などに取り組む農業者の計画認定制度です。

農業者等が「環境負荷低減事業活動実施計画」を作成し、埼玉県知事の認定を受けると、設備投資の際の税制優遇や、国庫補助事業の採択での優遇、日本政策金融公庫の無利子融資等が活用できます。



■ スマート農業技術活用促進法の認定とは

今年10月、スマート農業技術活用促進法（※2）に基づき、スマート農業技術を活用して生産性向上に取り組もうとする農業者等の計画認定制度がスタートしました。

農業者等が、スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う農産物の新たな生産方式の導入に関する計画「生産方式革新実施計画」を作成し、関東農政局長の認定を受けると、日本政策金融公庫の長期低利の融資や設備投資の際の税制優遇等が受けられます。



みどり認定、スマート農業技術活用促進法の認定に関する詳しい情報は、農林水産省のホームページ（右の各QRコード）を御覧いただくか、当センターまでお問い合わせください。

※1「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」の略称

※2「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律」の略称

地域支援担当・技術普及担当



農地の貸借の方法が変わります！ ～農地中間管理事業を活用しましょう～

現在、一般的に利用されている農地の貸借方法は、

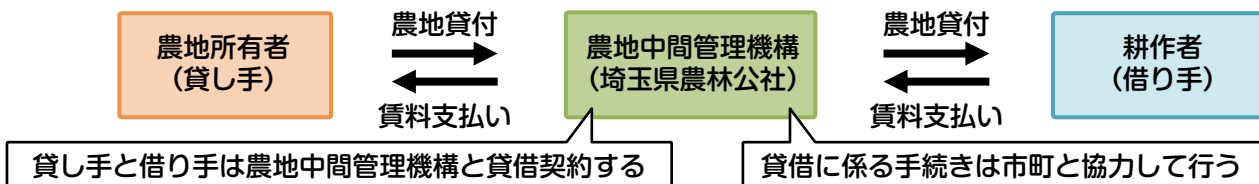
①利用権設定等促進事業：貸し手と借り手の契約に基づく農地の貸借

②農地中間管理事業：農地中間管理機構を經由した農地の貸借

がありますが、農業経営基盤強化促進法等の改正により、

「①利用権設定促進事業」は令和7年3月で廃止となり、「②農地中間管理事業」に一本化されます。

農地中間管理事業のイメージ



農地所有者（貸し手）のメリット

- ・ 契約に基づいた賃料が確実に入る
- ・ 契約期間満了後には農地は確実に戻ってくる
- ・ 相続があっても次の世代が困らない
- ・ 税制の優遇措置が適用される

耕作者（借り手）のメリット

- ・ 経営規模の拡大や農地の集約化がしやすくなる
- ・ 長く継続して借りることができる
- ・ 賃料の支払いが農地中間管理機構に一本化されるので煩雑な支払い手続きがなくなる

※上記①②以外に、農地法第3条に基づいて農業委員会の許可を受けて権利設定を行うことは可能です。

地域支援担当



～多面的機能支払交付金～ 沖の山地区水田管理組合（宮代町）が優良事例表彰を受賞

■ 令和6年度優良事例表彰

埼玉県多面的機能支援推進会議では、特に優れた活動を行っている活動組織に対し、優良事例表彰を実施しています。

令和6年度は、用排水路の草刈りや泥上げ及び水路パトロールを行う等の活動が評価され沖の山地区水田管理組合（宮代町）が受賞し、同会議会長である農林部長から表彰状と記念品（のぼり旗）を授与しました。



▲表彰式の様子

■ 「農業・農村の多面的機能とは

農業・農村は、食料生産の場のみならず、水源を潤し生き物のすみかとなるなど、私たちの生活に欠かせない様々な機能をもっています。これを、農業・農村の有する多面的機能と呼んでいます。

■ 多面的機能支払交付金とは

この多面的機能を維持するためには、農業者のみならず、地域の皆様による協力が必要不可欠です。

地域の皆様による水路の草刈りや泥上げなどの地域環境保全活動に対し、国・県・市町が補助を行う制度が多面的機能支払交付金です。当センター管内では、9市町において約2,400haの農地が、地域の皆様の共同活動により守られています。



▲受賞組織の活動の様子
（草刈り）

整備支援・管理担当



農地防災事業（地盤沈下対策）「権現堂3期地区」のご紹介

■ 農地防災事業（地盤沈下対策）とは

地盤沈下により生じた農業用施設等の機能低下を回復させるため、農業用排水施設の改修や新設などを行う事業です。

事業の実施により、農業生産の維持及び農業経営の安定を図るとともに、国土保全や地域住民の安全確保に貢献します。

■ 権現堂川用水路の現状

権現堂川用水路は昭和48～51年度に県営事業で造成された施設で、幸手市及び杉戸町に位置しています。地下水の過剰な汲み上げに起因し、用水路は造成時に比べ700～1,000mmほど沈下するなど不等沈下が発生しています。これにより、用水路の流下能力は造成時に比べ3割程度低下しています。



▲地盤沈下により水路護岸が下がり、住宅の基礎部まで越水した様子

■ 権現堂3期地区の工事予定

本地区は、権現堂川用水路のうち約5.1kmの改修工事を行うものです。平成29年度から全面改修および部分改修（嵩上げ）を行っており、不等沈下対策を図っています。

令和6年度は、幸手市大字下吉羽地内で約120mの用水路改修工事を実施します。工事期間は10月中旬から3月末を予定しています。



▲工事後の用水路

県営事業担当